

## 南あわじ市強靱化計画 【概要】

令和 2 年 3 月策定

令和 3 年 3 月改定（変更箇所：下線）

## 第 1 章 強靱化計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市の強靱化に係る各種施策の指針とし、“強靱な南あわじ市”を推進するために、目標及び推進方針を定める。

- 南海トラフ地震や異常気象に伴う大規模自然災害への備えの推進
- 国、県、近隣市との連携や調和が図れた「強さ」と「しなやかさ」を備えた防災対策の推進
- 防災対策のみならず、まちづくりや産業施策も考慮に入れた対策の推進

## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定

## 3 計画の進め方

- ハード・ソフト対策の適切な組み合わせを考慮しながら、地域特性に応じたリスクマネジメントとしての取組を、PDCA サイクルを繰り返し、全庁が一体となって推進
- 計画の推進期間は、令和 2 年度から概ね 5 年間

## 4 計画の基本目標

4 つの「基本目標」（次頁に掲載）

## 5 事前に備えるべき目標

8 つの「事前に備えるべき目標」（次頁に掲載）

## 第 2 章 南あわじ市の特性、対象とする自然災害

## 1 南あわじ市の地理的・社会的特性

淡路島の南西部に位置し、紀伊水道、播磨灘に面している。高齢化が非常に速いペースで進行している。国道 28 号線や県道で洲本市や淡路市と連絡している。4 港湾、9 漁港が所在

## 2 対象とする自然災害

市民生活及び市経済に大きな影響を及ぼすリスク

- (1) 洪水、高潮、土砂災害、ため池決壊などの風水害
- (2) 南海トラフ地震などの海溝型地震・津波、中央構造線断層帯地震（紀淡海峡一鳴門海峡）などの活断層型地震

## 第 3 章 脆弱性の評価・分析及び対応方策の推進方針

## 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

24 の「起きてはならない最悪の事態」（次頁に掲載）

## 2 脆弱性の評価・分析を踏まえた対応方策の推進方針

リスクシナリオ毎に脆弱性の評価・分析を行い、対応方策の推進方針を定め、主な重要業績指標を設定

## 3 横断的分野の推進方針

「リスクコミュニケーション」、「人材育成」、「官民連携」、「老朽化対策」

## 4 南あわじ市のみでは対応が困難な取組

国や県、関連団体等への働きかけなどを通じ、本市の強靱化を推進

「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I. 人命の保護を最大限図る  II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される  III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する  IV. 迅速に復旧復興する	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災等による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-2	地域交通網や交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
			7-2	農地・森林等の被害による地域の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える専門人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

「起きてはならない最悪の事態」毎の推進方針

目標 1：直接死を最大限防ぐ

	起きてはならない最悪の事態	施策
1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等の耐震化</li> <li>多くの利用者がある建築物の耐震化</li> <li>学校施設の耐震化</li> <li>危険空家の除却</li> </ul>
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>密集市街地の改善</li> <li>消防団の災害対応力強化</li> </ul>
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県の津波防災インフラ整備計画の着実な推進</li> <li>避難体制の確保・訓練の実施</li> <li>津波ハザードマップの策定</li> </ul>
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な治水対策・減災のためのソフト対策</li> <li>高潮対策</li> </ul>
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化</li> <li>ため池対策</li> <li><u>土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転・改修等の推進</u></li> </ul> <p>【追加】</p>

目標 2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

	起きてはならない最悪の事態	施策
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料や飲料水、燃料等の供給体制の確保</li> <li>各家庭等における食料・生活必需物資等の確保</li> <li>食品産業事業者や施設管理者の対応力強化</li> </ul>
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立集落対策</li> <li>漁港機能の強化</li> </ul>
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災組織の災害対応力強化</li> <li>防災関係機関との連携強化・訓練</li> </ul>
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設の耐震化</li> <li>救急・医療体制の充実</li> </ul>
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>疫病・感染症対策に係る体制の構築</li> </ul>
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の健康確保</li> </ul>

目標 3：必要不可欠な行政機能は確保する

	起きてはならない最悪の事態	施策
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎の地震対策</li> <li>災害時即時対応体制の強化</li> </ul>

**目標 4 : 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

	起きてはならない最悪の事態	施策
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	・ 情報通信手段の確保
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達が出来ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・ 情報の迅速な伝達と共有手段の確保 ・ 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の収集利活用に関する習熟 ・ 災害時要援護者の避難支援体制の構築

**目標 5 : 経済活動を機能不全に陥らせない**

	起きてはならない最悪の事態	施策
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・ 市内事業所 BCP 策定の推進

**目標 6 : ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

	起きてはならない最悪の事態	施策
6-1	汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止	・ 下水道施設の長寿命化・耐震化対策 ・ 下水道部局の人材・組織体制等の整備 ・ 農業集落排水、漁業集落施設の老朽化対策
6-2	地域交通網や交通インフラの長期間にわたる機能停止	・ 道路交通機能の強化

**目標 7 : 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

	起きてはならない最悪の事態	施策
7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生	・ ため池等の整備 ・ 水資源の有効利用等の推進
7-2	農地・森林等の被害による地域の荒廃	・ 農地・農業水利施設等の保全管理 ・ 災害に強い森づくりの推進 ・ 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

## 目標8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

	起きてはならない最悪の事態	施策
8-1	大量に発生する産業廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・ 災害廃棄物処理
8-2	復興を支える専門人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	・ 心のケア体制の強化 ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・ 地域の防災組織の活性化 ・ 文化財の耐災害性の向上
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・ 地籍調査の実施 ・ 人材の育成、確保
8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	・ 災害発生時における国内外への情報発信 ・ 失業者に対する早期再就職支援

### 横断的分野の推進方針

横断的施策	施策
リスクコミュニケーション	・ 普及啓発・自主防災活動の活性化 ・ 防災教育の実施 ・ ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知
人材育成	・ 人材の育成
官民連携	・ 災害ボランティア活動支援体制の整備
老朽化対策	・ 老朽化対策

### 南あわじ市のみでは対応が困難な取組

横断的施策	施策
国管理施設、県管理施設及び一部事務組合管理施設の整備	・ 国道の整備 ・ 広域営農団地農道の整備 ・ 防波堤、海岸・河川堤防の地震・津波対策 ・ 常備消防施設の整備 ・ 上水道施設の整備 ・ ごみ処理施設の整備